

## 牧草の放射性物質検査業務委託仕様書

### 1 業務の目的

除染後等の牧草及び畦畔草の利用自粛解除、牛肉中の放射性物質濃度の推計を目的とし、牧草のサンプル採取から検査及び結果報告までの一連の作業を実施すること。

### 2 委託業務の内容

#### (1) 農家との連絡調整

サンプルの採取に当たっては、岩手県（以下「県」という。）が提示する検査対象圃場名簿に基づき、圃場の所有者（または使用者）に連絡の上、採取場所及び採取日程の調整を行うこと。

#### (2) 牧草のサンプル採取

ア サンプル採取は、農家が牧草を利用する前に検査結果が報告できる日程で実施すること。

イ サンプル採取は、別紙1に基づき実施すること。

ウ サンプル採取にあつては、農家の立ち合い等により、採取場所を確認すること。

エ 採取したサンプルは、採取当日に梱包し、検査機関に送付すること。

#### (3) 放射性物質の検査

ア 検査は、ゲルマニウム半導体検出器を用いて実施すること。

イ 検査の検出下限値は、核種別に5Bq/kgとすること。

ウ サンプルは、水分補正のための水分計測を実施すること。

エ 検査機関は、ISO9001の認証及び放射能分析に関するISO/IEC17025の認定を受けていること。

#### (4) 検査結果の報告

ア 検査結果が判明した際は、速やかに別紙2「試料明細書」に検査結果等を入力の上、岩手県農林水産部畜産課まで、メールで報告すること。

イ 検査内容及び地域ごとに試料明細書を分けて、報告すること。

ウ サンプル採取から検査結果の報告までは、7日以内とすること。

#### (5) 検査済みサンプルの処分

検査が終了したサンプルは、適正に処分すること。

### 3 業務の実施期間

契約締結の日から令和3年3月31日

### 4 検査予定数

#### (1) 月別検査予定数

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
検査 予定数	198	451	248	194	145	151	32	42	3	3	3	1,470

※ 採取する牧草は、原則1番草とするため、採取・検査時期は6～7月に集中することに留意すること。

(2) 検査内容及び地域別検査予定数

地域名	市町村名	除染後 牧草	耕起不能 牧草	22Bq/kg 超過牧草	新規牧草	畦畔草	モニタリング 用牧草	計
盛岡	盛岡市	0	0	30	0	0	3	33
	滝沢市	0	0	10	0	0	3	13
	八幡平市	0	0	0	0	0	3	3
	雫石町	0	0	0	0	0	3	3
	葛巻町	0	0	0	0	0	3	3
	岩手町	0	0	0	0	0	3	3
	紫波町	0	0	0	0	0	3	3
県南	奥州市	0	0	35	130	0	0	165
	金ヶ崎町	0	0	15	20	0	0	35
花巻	花巻市	0	0	0	0	0	3	3
	北上市	0	0	0	0	0	3	3
	西和賀町	0	0	0	0	0	3	3
一関	一関市	29	98	313	480	90	0	1,010
	平泉町	1	2	50	20	10	0	83
遠野	遠野市	0	0	50	0	0	3	53
沿岸	釜石市	0	0	3	0	0	0	3
	大槌町	0	0	0	0	0	3	3
大船渡	大船渡市	0	0	3	0	0	0	3
	陸前高田市	0	0	0	0	0	3	3
	住田町	0	0	3	0	0	0	3
宮古	宮古市	0	0	0	0	0	3	3
	山田町	0	0	0	0	0	3	3
	岩泉町	0	0	0	0	0	3	3
	田野畑村	0	0	0	0	0	3	3
県北	久慈市	0	0	0	0	0	3	3
	洋野町	0	0	0	0	0	3	3
	野田村	0	0	0	0	0	3	3
	普代村	0	0	0	0	0	3	3
二戸	二戸市	0	0	0	0	0	3	3
	一戸町	0	0	3	0	0	0	3
	軽米町	0	0	0	0	0	3	3
	九戸村	0	0	0	0	0	3	3
計		30	100	515	650	100	75	1,470

5 成果物の帰属

受託者は、本事業で得た全ての成果物は県に帰属するものとし、県の許可なく第三者に貸与又は公表してはならない。

6 機密の保持

受託者は、本業務の履行により知り得た、県が所有する業務上及び技術上の情報について、第三者に漏洩してはならない。

7 その他

- (1) 委託業務の実施にあたって必要とする器具及び消耗品等は、受託者が負担する。
- (2) この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、別途協議する。